

建築基準法及び建築士法に関する要望の再度のお願い

改正建築基準法及び改正建築士法の円滑な施行を図るべく、本会は、昨年10月2日の自民党建築設計議員連盟総会において、下記の3点の要望を行いました(参考1)。さらに、このうち特に設備設計一級建築士の円滑施行の問題については、本年5月の施行を目前に控えた全国の会員の不安の声を踏まえ、本年3月13日に金子国土交通大臣に対し、具体的方策を盛り込んだ要望を行ったところです(参考2)。

本年5月27日に、改正建築士法の完全施行を迎えましたが、依然、本会の構成員である全国の建築士事務所からは、改正法による時間や経費、事務量の長大化の傾向と折からの景気低迷の影響により、建築士事務所の経営を大きく圧迫しているとの声が寄せられています。

こうした全国の建築士事務所の置かれている大変厳しい状況をご理解いただき、かねてより本会が要望している内容につきまして、引き続き的確なる措置を講じていただくようお願い申し上げます。

記

1. ピアチェック(構造計算適合性判定)の対象建築物の高さ、階数等による限定

改正建築基準法に伴う政省令では、ピアチェックの対象が、高さ、階数に限らず小規模なものも、いわゆるルート2以上の構造計算をするもの全てが対象となっており、大きな負担となっている。このため、高さや階数の低い、あるいは小規模な建築物等については、従来どおり確認審査のみで済ませるなど、ピアチェックの対象からの除外やピアチェックの簡素化の措置を講じていただきたい。

2. 設備設計一級建築士制度等の円滑な施行

改正建築士法により、一定規模以上の建築物の設備設計には、設備設計一級建築士の関与の義務付が本年5月27日より適用された。しかし、設備設計一級建築士は、全国的に偏在状況にあり、その資格者の確保が大きな課題となっていることから、制度の円滑な施行のための取組を強くお願いしたい。

※以下5点は、金子大臣宛て要望事項(本年3月)

- (1)法適合確認支援団体(NPO、協同組合等)に対する支援等、中央サポートセンターの機能の強化
- (2)法適合確認マニュアルの早期提示・公表
- (3)公共建築等における発注者の対応の適正化
- (4)地方における設備設計一級建築士の数の確保のための継続的な取組の強化
- (5)制度の施行に関する状況の継続的な把握と建築士事務所の業務に支障が生じた場合の適切で、時機を失さない対応策の実施

3. 新業務報酬基準告示の実効性確保のための措置の徹底

建築士法の定めにより、建築士事務所が請求できる報酬の基準が約30年ぶりに見直され、告示第15号として本年1月7日に公示された。しかし、強制力がないため、いかに実効性を確保するかが大きな課題となっている。このため、公共建築物の設計業務の発注においては基準を遵守し、従来、安易な値切に使われるなどの例もあった依頼度を廃止するなどの措置を、一方、民間等にあつては建築主に周知と理解を求めると、実効性確保のための措置を講じていただきたい。